

泉南市民間提案制度ガイドライン



2026年8月
泉南市成長戦略室

目次

はじめに	1
第1章 ガイドライン設置の目的と目指す効果	2
1.ガイドライン設置の目的	2
2.官と民の役割分担	2
第2章 民間提案制度の概要	3
1.民間提案制度について	3
2.民間提案制度の仕組み	3
2-1.類型	3
2-2.提案要件	3
3.提案事業に必要な視点	5
3-1、市民・利用者の視点	5
3-2、財務の視点	5
3-3、成長・発展の視点	6
3-4、地域・社会の視点	6
第3章 民間提案制度実施のプロセス	7
1. 提案の募集	7
2. 市と提案者の対話	7
3. 提案の受付、書類審査	10
4. 審査委員会への諮問、審議	10
5. 事業化の決定、協定の締結	10
6. 予算措置、契約の締結	10
7. モニタリング、評価	11

はじめに

直面する人口減少の急速な進行や財政状況の悪化、新型コロナウイルスをはじめとする新たな感染症のリスク、デジタル社会の到来による新しい生活様式への対応など、行政だけの力では、複雑多様化する社会課題や地域課題、市民のライフスタイルの変化への対応が困難となる時代が到来しています。このため、行政課題だけに留まらず、社会・地域の課題解決や活性化を図るためには、市と市民、そして事業者や NPO 等の各種法人、教育機関等(以下「事業者等」という。)が連携して取り組むことが不可欠であり、従来の枠組みを超えた包括的な取り組みを展開していく必要があります。

社会・地域課題の大きな要因となる人口減少や空き家・空き店舗の対策、さらにはそれに伴う経済の停滞や税収減を防ぐためには、まず、市において各種課題やニーズを正確に把握する必要があります。また、これらの課題を解決するためには、市だけではなく市民や事業者等の積極的な参画が必要であり、市民の声に耳を傾け、地域のニーズを十分に理解することが重要です。

そのため、泉南市ではこのたび事業者等との協働や共創による公民連携の基礎となる指針を整備し、積極的な対話と連携を推進していくこととしました。

指針では、公民連携を推進していくために、様々な手法を活用しながら、市民、事業者等、行政そして未来社会においても Win-Win となる「クワトロ Win」の実現を掲げています。

これらの実現に向けた手法のひとつである「民間提案制度」は、事業者等が自ら課題についての提案を行政に行い、それらの解決につなげることが可能となる制度です。

泉南市は、本制度も含め、これまで以上の公民連携を推進していきますが、推進するためのリソースには限界があることから、民間による発意をこれまで以上に重視し尊重していきます。

これまでの行政主導による発案から「**民間主導による発案**」へ。

民間提案制度は、「民」の持つノウハウ、アイデアによるポテンシャルを最大限に生かし、社会・地域課題の解決や活性化に向けた無限の可能性を秘めた制度です。「民」の持つ斬新なアイデアと行政の知識・経験を組み合わせ、新たな課題解決を推進するためのキラーツールとなることを泉南市は目指します。

第1章 ガイドライン設置の目的と目指す効果

1. ガイドライン設置の目的

本ガイドラインは、民間提案制度の活用による行政課題、地域課題等の解決につなげるため、事業者等独自のアイデアやノウハウをいかした提案を一元的に受け付け、対話を通じて優れた公共サービスの実現をめざすことを目的として、制度導入の目的、基本原則、対象とすべき事務事業選定の考え方、実施する上での基本的事項など、本市が民間提案制度の取組を進めていくにあたっての基本的な考え方を取りまとめたものです。

2. 官と民の役割分担

市において、事業者等、行政の役割分担の最適化を図り、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるものについては、「公民連携推進にかかる指針」に基づき、積極的に民間に委ねていくこととします。

なお、役割分担の最適化は、事業者等の知恵と力を借りながら、民間が保有する資源やノウハウを活用して以下に掲げる効果を目指すとともに、行政の役割を重点化していく視点から、過度な経済性の優先による、事業者等の負担増やそれに伴う質の低下を招くことがないように十分配慮します。

①公共サービスにおける質の維持・向上

事業者等が市民サービスの提供主体となることで、民間の特性を生かした、より柔軟できめ細かな公共サービスの提供を効率的かつ持続的に継続し、質の維持・向上を目指します。

②新たなビジネス創出

事業者等が事業実施主体となることで、新たなビジネスチャンスを創出し、有効需要や雇用の創出を目指します。

③地域経済の活性化

民間発意による事業の創出や本市が保有する公共施設・公共資産等の活用を通じた賑わいづくりを創出することにより、地域経済の活性化を目指します。

④組織・財政の効率化、職員負担軽減

本市の事務事業等の概要やコストを公表し、市政のさらなる透明性を確保するとともに、事業者等からの提案を受け付けることにより、民間ノウハウの活用による効率的な行政運営を目指します。

⑤新たな財源の確保

本市が保有する公共施設・公共資産等を活用し、新たな公共サービスの創出を図るとともに、資産活用による新たな財源確保を目指します。

第2章 民間提案制度の概要

1. 民間提案制度について

民間提案制度は、事業者等が創意工夫を発揮しつつ、良質な市民サービスが提供できる環境整備を目指すものです。このため、サービスの実施にあたっての具体的な手順や方法を細かく指定するのではなく、市は、求めるサービスの内容や水準を示し、そのための手法やプロセスには事業者等のアイデア、ノウハウが最大限に活用できるようにし、業務委託契約や協定を締結して実施し、事業実施後には評価等を行うものです。

これまでの一般的な業務委託では、あらかじめ、市が詳細な仕様書等を提示し、受託者は、市から示された仕様書等の通りに業務を実施してきましたが、民間提案制度においては、市は、詳細な仕様書等は示さず、事業者等が自らの観点から、実施手法等も含めた提案を行い、既存予算の置き換えや資金調達による収入確保等により新たな公金支出を伴うことなく業務を実施することとなります。

2. 民間提案制度の仕組み

本市の民間提案制度では、以下の種類の民間提案制度を創設します。

2-1. 類型

① 特定事業型(テーマ型)

特定の事業で市が実現したい政策等を条件として設定し、それを具体的に展開する事業を提案してもらう形式。

② 全事業型(フリー型)

市が実施するすべての事務事業や地域・社会課題となっている事案を対象に、民間側からの自由な提案を募集する形式。

2-2. 提案要件

① 提案の基本要件

本制度に基づく提案は、以下の要件を満たすことを前提とします。

(1) 独自性要件

提案内容は、次のいずれかの独自性を有するものとします。

- ・新規性を有するものであること
- ・創意工夫がなされていること
- ・民間ノウハウが活用されていること
- ・従来の行政手法では実現困難な要素が含まれていること
- ・革新的な事業スキームで実施されるものであること
- ・独自の技術又は手法を用いて実施されるものであること
- ・独自の財源確保手法を用いて実施されるものであること

【独自性の考え方】

次のような場合は、独自性が認められない場合があります。

- ・既存制度の単純活用
- ・他自治体事例の形式的転用
- ・市場で一般化しているスキームのみの提案
- ・行政が通常実施している業務の置き換えのみ

(2) 独自性の位置付け

独自性は審査項目ではなく、審査以前の基本要件(適格要件)として扱います。

上記(1)に該当しない提案の提出を拒むものではありませんが、独自性が認められない提案や限定的な提案が採択された場合は、市は改めて公募等の手続きを実施するものとします。

② 提案事業者等の資格

以下のいずれにも該当しない事業者等であることが必要です。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

③ 提案の内容

以下のいずれにも該当しない提案を受け付けます。

- (1) 法令や公序良俗に反すること
- (2) 政治的、宗教的な関連性や要素があること
- (3) 商品の販売や既存業務の請負など単なる営業であること

3. 提案事業に必要な視点

以下の4つの視点を踏まえた提案を募集します。具体的な事業の提案にあたっては、市・事業者等はこれらの視点を持って進めることとします。

3-1、市民・利用者の視点

①市民ニーズの把握

実際のニーズと提供される公共サービスに乖離が生じないように、日ごろから地域のニーズを把握するよう努めます。

②公共サービスの向上

事業実施にあたっては、市民や利用者の利便性等とのメリットを向上させることが重要です。事業の目標を設定する際は、まずどのような行政課題や地域課題等の解決に繋がるのかを明確にします。

3-2、財務の視点

①市の費用負担

原則、市の予算以外から事業費を捻出することを検討します。ただし、経営資源が限られる中において、政策的な判断から必要性が認められる事業、公民連携により活用が可能となる補助金等により市の費用負担が相当に軽減可能な事業、既存事業の代替案として新たな工夫によりコスト削減や職員の負担軽減、公共サービスの向上につながる事業については、予算措置を検討します。

なお、市が費用負担する事業についても、市・事業者等双方の持つ資源の有効活用や事業実施による収入により事業費を賄う等VFM¹を意識しながら、極力費用負担を抑えられるような制度設計に努めるものとします。

②将来的なコスト

事業開始当初の費用負担のみならず、人件費や維持管理費、運営費などの将来的なコストが発生しないかという点にも留意し、事業全体におけるコストの最小化を図りつつ、費用対効果が最大となるように事業検討します。

③資金調達

事業開始にあたり、次のパターン(表1)による資金調達を積極的に活用するように検討します。

¹ PFIなどの公民連携事業における最も重要な概念の一つで、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方。従来の方式と比べて公民連携事業の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

(表1)資金調達のパターン

調達者	資金の種類	概要
事業者等	CSR	事業者等が社会貢献や寄附として事業資金や物品などの資源を負担する。事業者等の CSR 活動の促進により、企業や製品の認知度や信頼感の向上などのメリットがある場合もある。
	広告・スポンサー・協賛金	事業に広告・PR 効果が見出せる場合に、第三者のスポンサーを確保し、事業資金を確保する。
	クラウドファンディング	事業者等が成果物等を対価として、事業の理念や目的に賛同する者から寄附を募り事業資金を確保する。
	補助金	事業者等が社会貢献活動等による事業を実施するにあたり、国や財団等からの補助を受け事業を実施する。
	他機会回収	事業により得られた製品やサービス、知的財産等の利益を見込んで、先行投資的に事業資金を負担する。
	付帯事業	事業者等が市との契約業務に関連する事業等により収益を得ることで事業資金の一部に充当する。
市	交付金、補助金	市が公民連携事業を実施するにあたり、国や府からの補助を受け事業を実施する。
	財産貸付収入	市の保有資産等を活用し、民間から資産の貸付収入を得ながら公民連携事業を実施する。
	ガバメントクラウドファンディング	市が、寄附金の使途を具体的にプロジェクト化し、共感した人から寄附を募り、事業資金の一部に充当する。
	企業版ふるさと納税	国が認定した市の地方創生プロジェクトに対し、市が企業より寄附を募り、事業資金の一部に充当する。

3-3、成長・発展の視点

①新たな発想

重大なリスクに繋がらない場合には失敗を恐れず、これまでのやり方とは別の新しい構造や論理によって事業を検討します。

②事業者等の成長

新たな価値の創出や継続的な公共サービス提供に繋がるよう、市民や市のみならず、事業者等の成長にも寄与する事業を検討します。

3-4、地域・社会の視点

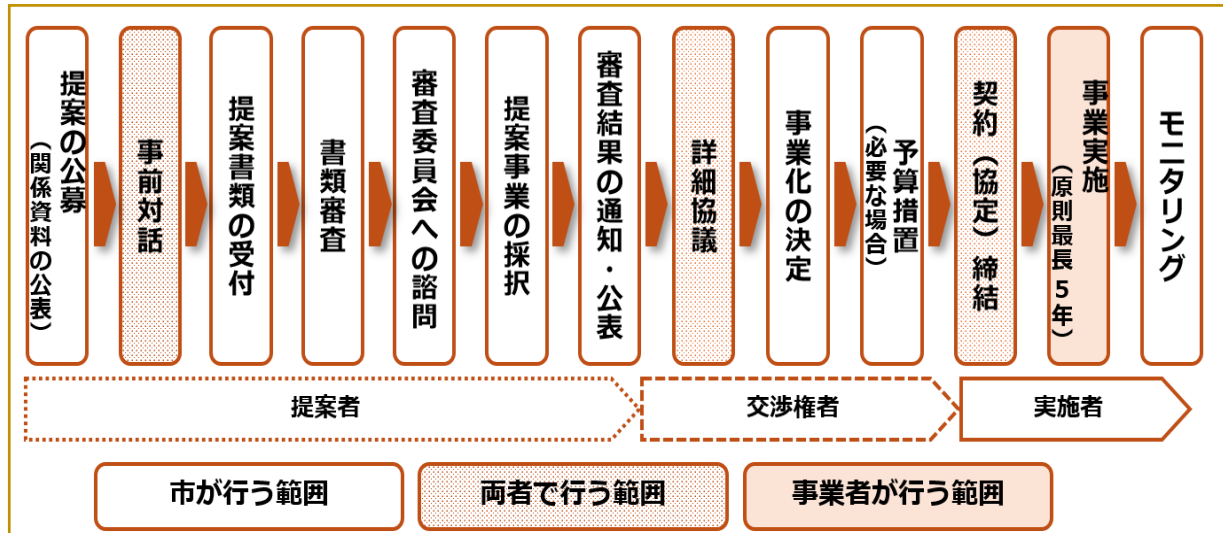
①社会情勢等変化への対応

将来的な地域・社会・経済情勢の変化に備え、市と事業者等が継続的に対話し、変化に対応できているかモニタリングしながら柔軟に修正していけるように事業スキームを検討します。

第3章 民間提案制度実施のプロセス

1. 提案の募集

市が抱える行政課題や地域課題等の解決を図るため、以下のとおり提案の募集を行います（図1）。



（図1）提案募集から事業化までの流れ

①特定事業型（テーマ型）

特定の事業で市が実現したい政策等を条件として設定し、それを具体的に展開する事業を提案していただきます。市は、募集するテーマについて、ホームページ上において公開するものとします。

また、公民連携プラットフォームを通じて、メール等の配信による情報共有を行うものとします。

②全事業型（フリー型）

市が実施するすべての事務事業や地域・社会課題となっている事案を対象に、民間側からの自由な提案を募集します。市は、公民連携による事業展開が可能と考えられる事務事業の内容について、ホームページ上において公開するよう努めるものとします。

2. 市と提案者の対話

事業者等から民間委託化や協働すべき事業の提案の相談を受け付け、対話します。対話では、市（ふるさと連携戦略課及び事業所管課）と事業者等双方の意見を取り入れながら制度設計を行います。なお、事業費が市の新たな財政支出（後述）を伴う提案や単なる営業とみなされる提案の対話には応じないものとします。

①対話において整理する項目

対話においては、以下の項目を検討・整理します。

- (ア) 行政・地域・社会における課題（総合計画やその他各種計画・指針等における基本施策との関係性も整理）
- (イ) 課題を抱える者等の特性や特徴
- (ウ) 双方が提供できる知的・物的な資源
- (エ) 課題解決のために受益者へ提供できる価値（サービス、物資等）
- (オ) 課題解決のために必要な活動・機能・手段
- (カ) 受益者への提供方法
- (キ) コスト構造（事業実施のためにかかるコストの種類や金額）
- (ク) 収益の流れ（コストの調達先と回収方法）
※国・府等の補助制度、クラウドファンディング等についての調査・検討も実施
- (ケ) 既存の取組と比較した優位性
- (コ) 主要な成果指標（データ取得方法・評価手法・結果の用途なども検討）
- (サ) 関連法令におけるルール（必要な諸手続き）
- (シ) 情報の保護
- (ス) 想定されるリスク・対応の役割分担

②各段階における対話の進め方

各段階で以下のとおり対話を進めていきます。

<対話①> 事業スキームの作成

事業者等からの相談に基づき、繰り返し対話を行い、双方の意見を取り入れながら、「①対話において整理する項目」を整理し、事業スキームを作成します。

<対話②> 制度の設計

対外的な調整等を行いながら、対話①で作成されたスキームに基づき、対話を通じて制度設計をしていきます。

対外的な調整等については、事業内容に関連する制度や許認可を所管する公的機関、事業への協力者、その他調整をしておいた方が良い組織などのさまざまな関係者に対する調査・調整を行います。地域で事業実施する場合には、円滑に事業を実施するために、当該地域（区・自治会等）との意見交換なども十分に行います。また、必要に応じて庁内の各部署及び有識者等を集めた意見交換会等を実施します。

対外的な調整と提案事業者等との対話を繰り返し、制度の修正等を行っていくことで、事業の最適化を図ります。

③対話におけるポイント

対話を通じた事業の具体化にあたっては、特に以下について対話・検討を行う必要があります。

<市民・市・事業者等・その社会や未来のメリット>

初期段階でしっかりと対話やリサーチを行い、3者(市民・市・事業者等)の定量的・定性的なメリットを漏らさずに考え、バランスが良くなるように制度設計をしていきます。また、制度設計の際には、当事者の3者(市民・市・事業者等)に加え市民以外の方々や未来社会に対してもメリットを考えることとします。

事業実施のためにそれぞれが提供する資源に対して、事業実施によりそれぞれが得られるメリットに偏りがないか、お互いに継続的に実施することが可能なバランスとなっているかということに留意します。

<人的資源>

○人員の確保

対話の中で、事業に必要となる活動を抽出し、それぞれ誰が行うのか(どの組織がどの活動を担い、人員を拠出するか)を決めます。

○パートナー事業者等の拡大

市・提案者の人員で不足する場合には、連携する事業者等の拡大などを検討します。

<知的・物的資源>

○知的資源の確保

対話の中で、事業に必要となる知的資源(専門知識・技術・ノウハウ等)を把握し、不足する部分はどのように 補う のかを検討します。

○物的資源の確保

対話の中で、事業に必要となる物的資源(事業資金、実施場所、電気・水道等のインフラ設備、利用物品、広報のためのWEBページ、システム等)を、それぞれ誰が拠出するのかを決め、不足する部分はどのように調達するのかを検討します。

<SDGsの視点>

事業の検討段階において、SDGsの 17 の目標を意識し、事業の実施により付随的に達成が進む目標と、逆に達成から遠ざかる目標を顕在化させることで、経済・社会・環境の3つの側面に配慮することができ、全体として最適化された制度設計が可能となります。

<事業実施に係るリスク>

事業実施に係るリスクはコストに影響することを認識し、適切なリスクを洗い出します。事業実施において発生しうる全てのリスクを想定し、その対応方法や損害等の補填などについて、予め市と事業者等で共有し、それぞれの役割を明確にします。

<関連法令等>

事業に関連する法令、条例などに基づく許認可や諸手続きを、市や事業者等の関係部署等に確認し、適切に対応します。

(参考)

- ・場所、施設を使用する際に必要な手続き
- ・事業内容に係る分野の諸手続き
- ・租税、著作権、個人情報などに関する諸手続き など

3. 提案の受付、書類審査

上記の対話を経て、提案を受け付けます。その後市は、受け付けた提案書類について、不備等についての審査を行います。なお、提案主体は、提案した事業を安定的に実施できる団体に限ります。

また、委託化する場合は、市が最終的に委託化の決定を行うため、事業内容及び提案金額がそのまま委託化事業となるとは限りません。

4. 審査委員会への諮問、審議

上記で受け付けた候補事業について、市長は附属機関である泉南市民間提案制度審査委員会の諮問を行います。審査委員会は市長の諮問を受け、審査を行います。審査には事業担当課の出席も可能とし、提案に対する担当課としての立場から意見を述べることもできますものとします。

泉南市民間提案制度審査委員会の審査方法については、「基本要件」及び「企画内容」について、評価の視点に基づき総合的に判断し、「採択」、「案件採択」、「不採択」を決定し、市長に答申します。

5. 事業化の決定、協定の締結

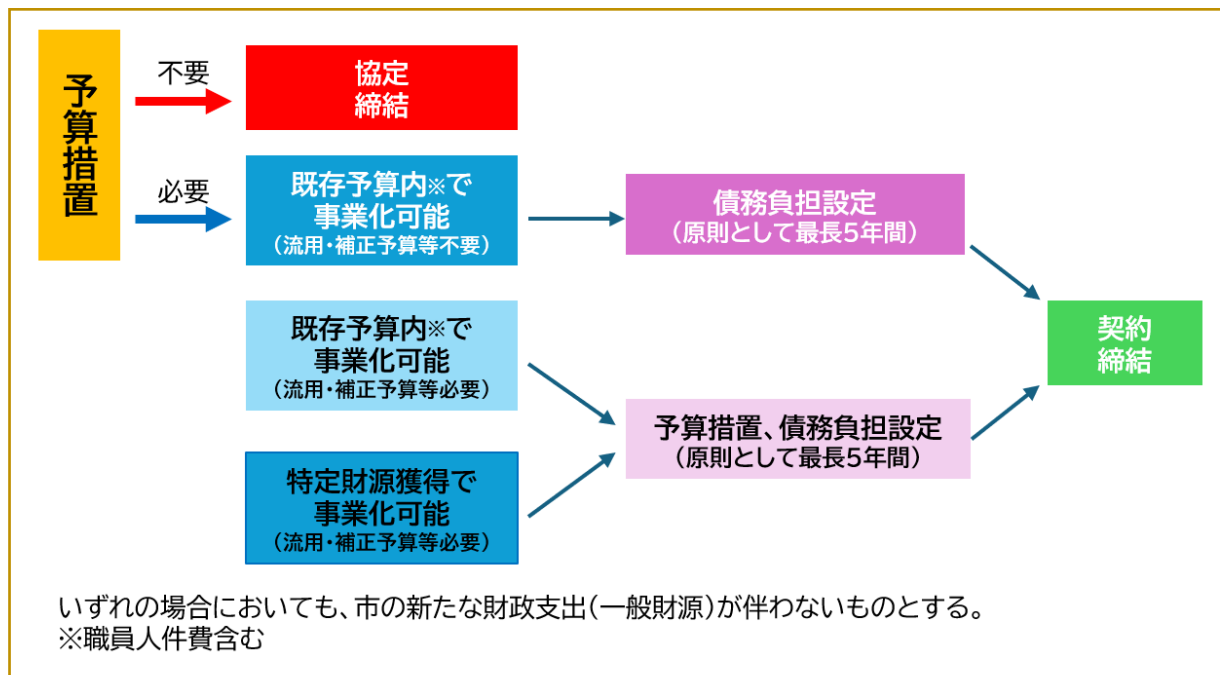
上記結果を受け、市は契約時期、契約期間、予算化を検討し、事業化の有無を決定します。

事業化決定後は、予算措置が必要のない事業等については、早急に提案者と協定を締結し、事業化を進めるものとします。また、予算措置が必要なものは、優先交渉権者として事業化に向けた協議を進めるものとします。

6. 予算措置、契約の締結

既存予算の枠内で事業化が可能なものについては、提案者との契約(随意契約)を締結するものとします。また、交付金や補助金、企業版ふるさと納税等の活用により、資金調達が可能なものは、新たな予算措置の実施後に提案者との契約(随意契約)を締結するものとします。

これらの契約期間は、当該年度を含め原則として最長5年間を目途とし、複数年にわたる事業実施を行う場合は、原則として期間内の債務負担行為を設定するものとします(図2)。



(図 2) 予算措置の考え方

7. モニタリング、評価

事業の効果を客観的に説明できるようにするため、成果目標(KPI)を設定し、受託者から提出された事業報告の点検、実施確認等、適切なモニタリング及び評価を行い、事業を最適化していくことが重要です。

そのため、対話の初期段階において、スキーム構築とともに適切な成果目標を検討し、制度設計とあわせて目標値や評価データの具体的な取得方法や市と事業者等の役割分担についても協議し、最適な評価方法を定めておく必要があります。

事業実施後は、事前に決定した方法により、市(所管課)で評価を実施し、評価にあたっては透明性、中立性及び公平性の観点から、第三者チェックを受けるものとします。第三者チェックは、当該事業の実施を決定した、泉南市民間提案制度審査委員会が行います。

① モニタリングの手法

モニタリングの手法としては、一般的に次のような手法などの活用が考えられ、これらの複数の手法を多面的に組み合わせて実施する必要があります。

- (ア) 委託先によるセルフモニタリング
- (イ) 委託元である本市による随時調査
- (ウ) 利用者アンケート
- (エ) 意見・苦情の受付

②モニタリングにあたっての注意事項

モニタリングにあたっては、委託先の効率的な業務執行を阻害しないような配慮が必要となります。セルフモニタリングを求める際には、委託業務の目的や性質に応じて、その必要書類等も委託先と協議する必要があります。

なお、モニタリングに関する内容(採用する手法や基準等)は可能な限り提案を受け付ける際に明らかにするよう努めるとともに、委託契約を締結する際には両方で合意することが必要です。

③モニタリングの内容

安全性の確保や個人情報保護など業務の適正な執行を担保することは、市民サービスを提供する上で必要不可欠であり、委託先に最低限遵守させなければならない事項については、委託契約の中で明らかにする必要があります。

また、市民サービスの質を維持するために、契約等に定められた業務を確実に実施することや、適正な人員の配置が行われていることを確認することも必要です。

モニタリングについては、これらの事項を確認し、不履行がある場合には是正等の措置を行うことが必要で、契約において合意した事項の履行確認については、例として次の項目が考えられます(表2)。

なお、委託先等が本市に代わり事業実施主体となることから、政策目標等の実現に向けて積極的に取り組むよう、何らかの指標を設け、第三者チェック等を活用し、課題や問題点を洗い出すことで、業務改善や更なる市民サービスの向上に取り組むこととします。

(表2)モニタリングの項目と視点

モニタリング項目	モニタリングの視点
個人情報保護、法令遵守	関係法令や条例等は遵守されているか。 個人情報は適切に管理されているか。
業務管理	業務管理のためのマニュアル等は整備されているか。 緊急時の連絡、初動体制は整備されているか。
提案内容の遵守	契約に定められた業務は適正な水準で確実に実施されているか。 契約に定められた人員等は適正に配置されているか。

④モニタリング結果の反映

モニタリングを市民サービスの更なる向上や適正な業務執行に生かしていくためには、モニタリング結果に基づき、お互いに良い点・悪い点における納得性を高めるとともに、業務の不適切な執行や不履行があった場合は、契約解除についても検討します。

泉南市民間提案制度審査委員会規則

令和7年3月 31 日施行

令和7年5月7日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例(昭和46年条例第11号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、泉南市民間提案制度審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 企画提案者からの提案の審査に関すること。
- (2) 採用が決定した提案の契約手法等に関すること。
- (3) 採用が決定した提案のモニタリングに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか本業務の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 副市長
- (2) 行政経営部長
- (3) 総務部長
- (4) 成長戦略室長
- (5) 総務部参与
- (6) 当該案件に関する担当部長職
- (7) その他市長が必要と認める者

3 市長は、次に掲げる場合において、業務の内容に鑑み、透明性、客観性及び専門性の観点から適正に審査が可能な学識経験を有する者その他市長が適当と認める者を外部委員として任命する。

- (1) 新たな財源措置が必要となる提案を審査するとき
- (2) 市民生活への影響または重要度が高いと認める提案を審査するとき
- (3) その他市長が必要と認めるとき

(任期)

第4条 委員の任期は、就任年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合における会議の招集は、副市長が行い、議長を務める。

2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

6 会議は、適切かつ効果的な運営の観点から特に必要があると認めるときは、書面又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用し開催することができる。この場合において、委員の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、民間提案制度を所管する組織において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年5月7日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

泉南市民間提案制度ガイドライン

発 行 令和7年4月

令和7年5月改正

令和8年3月改正

令和8年8月改正

担 当 泉南市成長戦略室ふるさと連携戦略課

〒590-0592

大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

電話 072-447-8816(直通)

Mail renkei@city.sennan.lg.jp